

全ト協取次事業

(公益社団法人全日本トラック協会) 令和2年度血圧計導入促進助成金 交付要綱

令和2年4月16日制定
一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「血圧計導入促進助成金交付要綱」に基づき、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入事業者に対して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器として全ト協が認めた機器とする。

(助成対象事業者)

第3条 助成の対象となる事業者は、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）で中小企業者とする。なお、ここでいう中小企業者とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(助成額)

第4条 助成金は、買取り（一括・割賦）にて会員事業者が当該年度に新たに新品の機器を設置した場合、5万円を上限として、取得価格の2分の1を交付する。ただし、助成金の交付は1事業所1台のみとし、国及び他の道府県トラック協会等から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

なお、当該年度以前に助成を受けた事業所については助成対象とする。

(申込受付)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、機器の導入（購入）申込前に、実施要領に定める提出書類を、東ト協に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、機器の導入が完了したとき、実施要領に定める期間内に実施要領に定める提出書類を、東ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 東ト協は、前条に基づき会員事業者より実績報告及び助成金の請求があったときはその報告を審査し、条件に適合すると認めたときはその内容に基づき全ト協に対して助成金の請求をし、東ト協への入金の実施次第、速やかに会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の交付取り消しと返還）

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- （2）その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反したとき

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

（機器の処分制限）

第9条 会員事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ東ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

（附 則）

本要綱は令和2年4月16日より施行する。